

伊勢市公報

第354号
令和2年8月5日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則	9
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	11
○ 令和2年度補正予算の要領について	13
○ 市道の路線の廃止について	19
○ 市道の路線の認定について	20
○ 道路の区域の決定について	22
○ 道路の供用開始について	24
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	26
公 表	
○ 令和元年度定期監査等結果に対する措置状況について	27
○ 令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	41
○ 令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	43

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和2年7月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第46号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

- 4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第4条の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第4項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月27日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第10号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則
の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表神社小学校の項及び大湊小学校の項を削り、同表二見浦小学校の項の次に次のように加える。

みなと小学校	神社港	竹ヶ鼻町	小木町	馬瀬町	下野町	大湊町
--------	-----	------	-----	-----	-----	-----

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月27日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第11号

伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市教育集会所条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第24号)
の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

1 小木教育集会所	2 朝熊教育集会所	3 黒瀬教育集会所

を

」

「

--

に

」

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号中

「

1 小木教育集会所	2 朝熊教育集会所	3 黒瀬教育集会所

を

」

「

--

に

」

改める。

様式第3号及び様式第4号中「あて先」を「宛先」に、

「

1 小木教育集会所	2 朝熊教育集会所	3 黒瀬教育集会所

を

」

「

--

に

」

改める。

様式第5号及び様式第6号中

「

1 小木教育集会所	2 朝熊教育集会所	3 黒瀬教育集会所

を

」

「

--

に

」

改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和2年7月27日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第 12 号

伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会規則 (設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市小中学校教育用タブレット端末の導入業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市小中学校教育用タブレット端末導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、伊勢市教育研究所において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 120 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 6 月 18 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	13 台
〃	令和 2 年 6 月 18 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	14 台
〃	令和 2 年 6 月 18 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	11 台
〃	令和 2 年 6 月 18 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	8 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	5 台
〃	令和 2 年 6 月 29 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台

計	57台
---	-----

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 121 号

令和 2 年 7 月 1 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和2年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、664,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、69,514,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		20,492,081	300,845	20,792,926
	1 国庫負担金	5,713,393	8,280	5,721,673
	2 国庫補助金	14,738,811	292,565	15,031,376
18 県支出金		3,492,007	1,389	3,493,396
	2 県補助金	899,314	1,389	900,703
21 繰入金		6,055,174	254,360	6,309,534
	1 基金繰入金	6,022,760	254,360	6,277,120
23 諸収入		623,648	1,000	624,648
	5 雑入	567,377	1,000	568,377
24 市債		7,067,000	106,800	7,173,800
	1 市債	7,067,000	106,800	7,173,800
歳入合計		68,850,181	664,394	69,514,575

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,210,450	2,805	4,213,255
	1 総務管理費	3,255,893	2,805	3,258,698
3 民生費		33,149,297	123,554	33,272,851
	1 社会福祉費	18,375,822	11,040	18,386,862
	3 児童福祉費	8,041,094	112,514	8,153,608
10 消防費		2,484,467	0	2,484,467
	1 消防費	2,484,467	0	2,484,467
11 教育費		7,194,967	538,035	7,733,002
	1 教育総務費	1,939,726	538,035	2,477,761
歳出合計		68,850,181	664,394	69,514,575

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
障害者地域相談支援センター運營業務委託 (令和2年度債務負担行為)	自 令和2年度 至 令和5年度	161,667

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1,071,500	1,178,300

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、277,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、69,792,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		590,843	1,270	592,113
	1 負担金	590,843	1,270	592,113
17 国庫支出金		20,792,926	163,325	20,956,251
	2 国庫補助金	15,031,376	163,325	15,194,701
21 繰入金		6,309,534	60,320	6,369,854
	1 基金繰入金	6,277,120	60,320	6,337,440
23 諸収入		624,648	53,000	677,648
	3 貸付金元利収入	8,441	53,000	61,441
歳入合計		69,514,575	277,915	69,792,490

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		33,272,851	161,865	33,434,716
	1 社会福祉費	18,386,862	600	18,387,462
	3 児童福祉費	8,153,608	161,265	8,314,873
4 衛生費		5,341,834	500	5,342,334
	1 保健衛生費	3,211,594	500	3,212,094
8 観光費		776,193	88,000	864,193
	1 観光費	776,193	88,000	864,193
10 消防費		2,484,467	12,279	2,496,746
	1 消防費	2,484,467	12,279	2,496,746
11 教育費		7,733,002	15,271	7,748,273
	4 幼稚園費	200,570	1,500	202,070
	6 保健体育費	1,196,361	13,771	1,210,132
歳出合計		69,514,575	277,915	69,792,490

伊勢市告示第 122 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供しません。

令和 2 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
上地 2 - 2 号 線	上地町字湯田野 4964 番 4 地先		
	上地町字湯田野 4965 番地先		

伊勢市告示第 123 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野令 2 - 1 号線	小俣町明野 1523 番 10 地先		
	小俣町明野 1523 番 7 地先		
上地令 2 - 2 号線	上地町字湯田野 4968 番 1 地先		
	上地町字湯田野 4965 番地先		
上地令 2 - 3 号線	上地町字湯田野 4964 番 5 地先		
	上地町字湯田野 4964 番 18 地先		
湯田令 2 - 4 号線	小俣町湯田 341 番 1 地先		
	小俣町湯田 324 番地先		
小木令 2 - 5 号線	小木町字今田 376 番地先		
	小木町字今田 376 番地先		
大湊令 2 - 6 号線	大湊町字野川原新田 264 番 94 地先		
	大湊町字野川原新田 1567 番 7 地先		

大湊令 2 - 7 号線	大湊町字野川原新田 1573 番 20 地先		
	大湊町字野川原新田 1573 番 1 地先		
大湊令 2 - 8 号線	大湊町字野川原新田 264 番 12 地先		
	大湊町字野川原新田 1581 番 10 地先		
大湊令 2 - 9 号線	大湊町字野川原新田 264 番 133 地先		
	大湊町字野川原新田 1583 番 1 地先		
大湊令 2 - 10 号線	大湊町字野川原新田 264 番 133 地先		
	大湊町字野川原新田 1585 番 5 地先		

伊勢市告示第 124 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣明野令 2 - 1 号線	6.3~13.3	56.6
市道	上地令 2 - 2 号線	6.0~10.0	183.0
市道	上地令 2 - 3 号線	6.0~13.3	78.0
市道	湯田令 2 - 4 号線	6.0~9.7	82.0
市道	小木令 2 - 5 号線	6.3~9.8	36.6
市道	大湊令 2 - 6 号線	10.0~14.2	189.6
市道	大湊令 2 - 7 号線	6.1~7.0	305.1
市道	大湊令 2 - 8 号線	6.0~10.6	292.1
市道	大湊令 2 - 9 号線	6.0~13.4	279.4

市道	大湊令2-10号線	6.0~13.5	277.5
----	-----------	----------	-------

伊勢市告示第 125 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野令 2 - 1 号線	小俣町明野 1523 番 10 地先から 小俣町明野 1523 番 7 地先まで	令和 2 年 7 月 22 日
上地令 2 - 2 号線	上地町字湯田野 4968 番 1 地先から 上地町字湯田野 4965 番地先まで	令和 2 年 7 月 22 日
上地令 2 - 3 号線	上地町字湯田野 4964 番 5 地先から 上地町字湯田野 4964 番 18 地先まで	令和 2 年 7 月 22 日
湯田令 2 - 4 号線	小俣町湯田 341 番 1 地先から 小俣町湯田 324 番地先まで	令和 2 年 7 月 22 日
小木令 2 - 5 号線	小木町字今田 376 番地先から 小木町字今田 376 番地先まで	令和 2 年 7 月 22 日
大湊令 2 - 6 号線	大湊町字野川原新田 264 番 94 地先から 大湊町字野川原新田 1567 番 7 地先まで	令和 2 年 7 月 22 日

大湊令 2 - 7 号 線	大湊町字野川原新田 1573 番 20 地先 から 大湊町字野川原新田 1573 番 1 地先 まで	令和 2 年 7 月 22 日
大湊令 2 - 8 号 線	大湊町字野川原新田 264 番 12 地先 から 大湊町字野川原新田 1581 番 10 地先 まで	令和 2 年 7 月 22 日
大湊令 2 - 9 号 線	大湊町字野川原新田 264 番 133 地先 から 大湊町字野川原新田 1583 番 1 地先 まで	令和 2 年 7 月 22 日
大湊令 2 - 10 号 線	大湊町字野川原新田 264 番 133 地先 から 大湊町字野川原新田 1585 番 5 地先 まで	令和 2 年 7 月 22 日

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 7 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 2 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
竹ヶ鼻町、黒瀬町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市監査委員公表第4号

令和元年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年7月28日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	岡田	善行

定期監査等結果に対する措置状況

【検査室】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
検査室	<p>(1) 室長の復命書が本人決裁になっている事例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 検査業務の外部委託において、検査基準を明示せず委託している。市の検査基準を仕様書で示したうえで契約すべきである。</p> <p>(3) 契約金額が300万円未満の工事等の検査については、臨時検査員として当該工事の担当課に所属する他の係の係長が検査を実施している事例がある。検査の公正を疑われるおそれがあり、是正していただきたい。</p>	<p>「措置済み」 事務決裁規程に基づき、適切な事務処理を行います。</p> <p>「措置済み」 今後外部委託の際は、検査基準を仕様書で示し、明確化します。</p> <p>「措置済み」 臨時検査員について、工事等の当該課でなく、他課の臨時検査員において、検査を実施するよう見直します。</p>

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
総務課	<p>(1) 時間外勤務が月80時間を超えている職員がいる。臨時議会に関する業務や幼児教育・保育無償化に伴う業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月80時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p>	<p>「実施中」 職員の健康保持に配慮するとともに、仕事のやり方等の見直しを行い、時間外勤務の削減に努めます。</p>
職員課	<p>(1) 時間外勤務が月80時間を超えている職員がいる。会計年度任用職員制度の導入に伴う業務によるものが主な要因であるが、改正労働</p>	<p>「実施中」 職員の心身の健康に配慮するとともに、事務の見直し、事務の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めていま</p>

	基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。	す。
課税課	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。市県民税の当初賦課作業やプレミアム商品券に係る調査によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。	「実施中」 例年年始以降、提出された賦課資料の受付(相談)および賦課資料の精査後の税額計算において、1月から6月の間に業務が集中するため、時間外勤務が発生しています。 しかし近年は、賦課資料の電子化の推進、業務マニュアルの見直し、職員による応援体制の確立などで、年々時間外勤務数は減少しています。 今後も引き続き、これらの取り組みを継続し、更なる時間外勤務数の削減に向けて実施していきます。
収納推進課	(1) 資金前渡により還付した差押債権取立金の残余金の精算が期限内にされていない事例があった。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。	「措置済み」 会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。

【危機管理部】

所管課等	監査結果(指摘事項)	措置状況
危機管理課	(1) 概算払旅費の精算が期限内にされていないものがあった。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。	「実施中」 確定後5日以内に精算を行うよう所属職員に周知し、会計規則に基づいた適正な事務処理を行います。
防災施設整備課	(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。会計検査や本年度着手した避難所施設整備工事の発注によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員	「実施中」 課内庶務事務の部内一元化、工事の他課依頼、執行委任等により、令和元年度下半期から時間外勤務時間を削減しています。

	の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。	
--	---------------------------	--

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
企画調整課	（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。共生社会ホストタウンの業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。	「実施中」 業務内容及び業務分担の見直しを行い、時間外勤務の削減及び一部の職員に業務が偏ることがないように業務の平準化に努めます。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）矢持会館の指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が取り入れられていない。協定書に組み込んで法の趣旨に沿った施設運営に努めていただきたい。 また、協定書に収入印紙が貼付されていた。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理受託者に指導されたい。	「措置済み」 令和 2 年度に締結した年度協定書内に、以下の条文を追加しました。 「(遵守事項) 第 6 条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 11 条の規定により主務大臣が定める指針に定めるもののほか、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する伊勢市職員対応要領（平成 28 年 2 月策定）に準じて適切な対応を行うこと。また対応を行うに当たっては、対応要領等にて示されている障がい種別の特性について十分に留意すること。」 また、収入印紙の取り扱いについても、市と指定管理者で確認し徹底しました。
	（２）市町多文化共生ワーキングへの参加報告が供覧文書として回覧	「措置済み」 復命書として、起案するように是正

	<p>されている。復命書として起案すべきものとするので是正されたい。</p>	<p>済みです。</p>
<p>人権政策課</p>	<p>(1) 人権施策推進協議会の経理事務において、領収書が添付されていない事例があった。添付漏れではあるが、適切に保管されたい。</p> <p>(2) 研修参加の復命が期限内にされていない事例があった。職員服務規程に基づき、定められた期限内で処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>人権施策推進協議会の経理事務について、書類の添付漏れがないよう適切な処理を行っていきます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>研修参加等の復命について、職員服務規程に基づき適切な処理を行っていきます。</p>
<p>環境課</p>	<p>(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。環境基本計画の策定や災害協定の締結に係る業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。</p> <p>(2) 墓地管理手数料について、還付の際、誤って別の人に還付してしまった事例が生じている。システム入力を誤ったことが原因である。入力方法の検証に努められたい。</p> <p>(3) 環境会議の経理事務において、現金での保管期間が長い事例があった。現金を長期間保管することは事故につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>令和元年 5 月は業務が集中し、職員 1 名が月 60 時間超えとなりましたが、その後、業務実施時期の調整や事務分担の見直し等により業務の平準化に努め、時間外を削減しました。今後も時間外勤務の上限規制を超えないよう、労務管理を徹底します。</p> <p>「措置済み」</p> <p>本件は同姓同名チェックの漏れによる誤りでした。</p> <p>システム内に同姓同名の目印を追加し入力時に気付きやすくするとともに、決裁時についても申請書と画面印刷を添付することで複数チェックできるよう改めました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>本件は納品予定日に出金し支払いに行ったところ、商品が到着していなかったため、いったん現金を持ち帰り保管していたものです。以後、出金日に支払いができなければ戻し入れを行うように改めました。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
健康課	<p>（１）国庫補助金の交付申請について、事務決裁規程に定められた区分により決裁されていない事例があった。事務決裁規程に基づき、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>母子保健衛生費国庫補助金に係る交付申請については、次長決裁に是正しました。また、事務決裁規程を課内で確認しました。今後、事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努めていきます。</p>
医療保険課	<p>（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。職員の減員が主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p> <p>（２）郵便切手受払簿について、訂正印及び受払証印の押印漏れが複数件あった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>職員の健康保持に十分配慮しながら、業務の管理を徹底し、時間外の削減に努めます。特定の職員に業務が集中しないように業務の見直し及び平準化に取り組んでいます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>受払簿記載の際、押印漏れがないか再度確認するよう、課内職員に周知徹底しました。</p>
高齢者支援課	<p>（１）生活管理指導短期宿泊事業、生活管理指導員派遣事業の利用料について、その金額を実施要綱に基づき別に定めている。適切に定められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>実施要綱の中に、各事業の利用料を明確に記載するよう、要綱改正を行います。</p>
生活支援課	<p>（１）行旅等一時扶助支給簿について、支給伺、調定決議書、領収書写等が綴られているが保存期間が 5 年となっている。文書管理規程どおり 10 年保存とすべき書類と考える。是正されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>保存期間を 10 年にしました。今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p>
福祉総務課	<p>（１）保護司会の経理事務において、領収書の日付が記載されていない事例があった。領収書は支出の証拠となる重要な書類である。受領す</p>	<p>「措置済み」</p> <p>領収書を受領する際には、その記載内容を十分確認するよう徹底します。</p>

	<p>る際には十分確認されたい。</p> <p>(2) 復命書について、施行日が記載されていない事例が複数あった。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>施行日を記載しました。今後は適切な事務処理を心がけます。</p>
障がい福祉課	<p>(1) 資金前渡職員の通帳に、資金前渡によるものではない入金があった。県内市町で構成する関係団体による研修会実施のための経費であるが、このような場合には、資金前渡の通帳以外で管理すべきである。</p> <p>(2) タクシー料金助成事業の請求書にかかる確認日がタクシー会社の請求日以前となっている。確認事務の実効性に疑問が生じないよう、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 郵便切手受払簿について、訂正印の押印漏れがあった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>この組織は、各市町からの負担金を運営経費として事務局を持ち回りとし、また、研修会事業を担当市町が事務局から費用を預かり実施、その必要経費の残額を返還するものになっています。口座開設は規約のある本会事務局以外の作成はできないことから、今後同様の場合には、会計課金庫で現金保管するなどにより適正な管理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>タクシー事業者が事業を実施した行為の確認は必要との認識のもと、履行確認とは質を異にするものであることから、請求内容の確認日として適正に記載するよう整理しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>受払簿の訂正につきましては、押印漏れの無いよう課員に周知徹底しました。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
農林水産課	<p>(1) 鳥獣被害防止対策協議会の経理事務において、領収書の日付が記載されていない事例があった。領収書は支出の証拠となる重要な書類である。受領する際には十分確認されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体の経理事務について、領収書等の日付確認を確認項目として追加することで確認を徹底するとともに、指摘のあった事項は速やかに対応を行いました。</p>

<p>観光振興課</p>	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。花火大会等のイベント業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p> <p>(2) 観光案内所運営管理業務委託の実績報告書が期限内に提出されていない。受託者に対し、仕様書に定めた事項を遵守するよう指導されたい。</p> <p>(3) 伊勢たびナビの会について、経理関係の文書が 5 年保存となっている。市の文書管理規程どおり 10 年保存とすべき書類と考える。是正されたい。</p> <p>(4) 花火大会委員会の経理事務において、旅費の受領書がない事例、立替払いをしているが立替えた人の領収書がない事例があった。適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務の見直しを行うとともに、事務分担の平準化と有給休暇の取得促進に取り組んでいます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>受託者に対し、仕様書に示した期限内に実績報告を行うよう指導を行いました。期限内に報告書が提出されるよう適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>経理関係の文書・簿冊を 10 年保存に変更しました。引き続き、文書管理規程を順守し、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>受領書と領収書の適切な処理と保管を行ってまいります。また、経理書類については、適切な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>観光誘客課</p>	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。英国アーティスト招聘に係る業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務の見直しとともに、事務分担を平準化させるよう取り組んでいます。</p>

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	（１）概算払旅費の精算が期限内にされていない事例があった。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。	「実施中」 確定後５日以内に精算を行うよう所属職員に周知し、会計規則に基づいた適正な事務処理を行います。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	（１）駐車場貸付の事務において、届出事項の処理が十分でない事例があった。また、これに関する起案文書が当該簿冊に保管されていなかった。適切に事務が行われるよう、事務処理の方法を見直しされたい。	「措置済み」 複数人体制で確認、処理を行うこととしました。

【会計課】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
会計課	（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。書類審査業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。 （２）小切手の原符の書損処理について、斜線を黒書きした事例が複数件あった。会計規則に基づき、朱書きによる斜線処理をされたい。	「措置済み」 審査係では、毎年 3 月～ 5 月に支払件数が集中する中で、特に多い 4 月の時間外勤務を分散させるため、3 月中旬より順次審査を前倒しで進めることや、係長 1 名が担っていた二次審査を主査級の職員も行うようにするなどの取り組みを行っています。 また、特定の日において過剰に支払件数が集中しないよう（最大約 1000 件）、令和元年度末にこれまでの支払書類提出ルールを大幅に見直しました。 「措置済み」 会計規則の再確認を行うよう係内の職員に徹底し、書き損じが発生した場合は、適正な事務処理をするよう指

	導しました。
--	--------

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
選挙管理委員会事務局	<p>（１）時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。三重県知事選挙及び参議院議員通常選挙に係る業務によるものが主な要因であるが、職員の健康保持に十分配慮されるとともにその削減を図りたい。年間 720 時間を超える時間外労働は労働基準法の違反ともなることに注意されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>選挙時の時間外勤務削減に向けて、次の選挙を想定（本年末に衆議院議員解散選挙）して、各書類の修正や委員会における期日前投票所の場所・時間及び投票済証の様式変更の決定等、事前の準備を行っています。</p> <p>また、併任職員及び投・開票事務従事者の配置計画や投票所入場券発送準備等における動員計画を作成しているところです。</p> <p>その他、更なるアウトソーシング等の事務改善を話し合っているところです。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	<p>（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。新病院開院に伴い導入した電子カルテシステムに不慣れなことや、機構改革による職員の減員によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p> <p>（２）研修参加の負担金等を立替払いしている事例が多数あった。また、立替払いした者に返還するまで長期間を要している事例や参加負担金が表示された文書が添付され</p>	<p>「実施中」</p> <p>令和元年度については、事務部門を中心に時間外勤務の増加がみられましたが、事務分掌を見直し、業務の効率化と平準化を図ったため、徐々に減少傾向となっています。</p> <p>「実施中」</p> <p>負担金の支払いについては、必要な文書を添付するなど、適正な事務処理を行うよう対応します。</p>

	<p>ていない事例があった。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 病院事業会計規程第 33 条を根拠に不納欠損を想定しているが、本規程は会計上の処理を定めているものである。不納欠損をする場合の基準については別途定められたい。</p> <p>(4) 未収金に計上している診療代金のうち時効期間が経過した金額については、回収が不能となることに備えて貸倒引当金を全額計上すべきである。現状の貸倒引当金の計上額では不十分であり、対応されたい。</p>	<p>「実施中」 不納欠損にかかる新たな基準を令和 2 年度中に制定するよう取り組んでいます。</p> <p>「検討中」 貸倒引当金の計上については、債権の状態に応じた適切な基準の作成に取り組む対応します。</p>
--	---	---

【上下水道部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
水道事業	<p>(1) 未収金に計上している水道料金のうち時効期間が経過した金額については、回収が不能となることに備えて貸倒引当金を全額計上すべきである。現状の貸倒引当金の計上額では不十分なものであり、対応を考慮すべきである。</p>	<p>「検討中」 貸倒引当金の計上について、県内類似団体の状況を調査し、対応を検討します。</p>
下水道事業	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。係内の配置換えや決算に係る事務が主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。</p>	<p>「実施中」 特定の職員に業務が集中しないように業務の見直し及び平準化を検討し、時間外勤務の削減に努めています。</p>

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
学校教育課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。年度当初に事務が集中することが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。</p> <p>（２）いじめに関して実施したアンケートについて、回答用紙の保存期間が各学校で統一されていない。教育委員会として、保存期間を定めるべきと考える。</p> <p>（３）研究会参加費について、各学校から現金で集め、主催者へ入金するまで多額の現金を保管している事例があった。現金での保管は事故につながるリスクを伴うものである。取扱いについて検討していただきたい。</p> <p>（４）学校において、小学校の時に支給した就学援助金の残金を中学校に引き継ぎ、中学校の教材費に充てている事例があった。また、同じ世帯であるが、合算で管理している事例があった。就学援助費は個人ごとに算定し支給するものであることから、適切に管理するよう指導されたい。</p>	<p>「実施中」 職員の心身の健康に配慮し、業務の見直しや業務の適切な進捗管理を実施することにより、時間外勤務の削減に努めるとともに、業務の分担を見直し、特定の職員に業務が偏らないよう時間的な平準化にも取り組んでまいります。</p> <p>「検討中」 各校の実情に応じて、保管場所の確保や管理上のリスクを考慮し、各学校で統一できる保存年数を検討していきます。</p> <p>「措置済み」 本参加費については、業務委託先である伊勢市人権・同和教育研究会が各学校分を取りまとめ、主催者へ一括納付していましたが、主催者と協議し、今後は、各学校が直接主催者へ支払うよう改めることとしました。</p> <p>「措置済み」 本件については、保護者からの要望に応じた形ではありましたが、今後は、会計年度毎に個人での精算を行い、適切な管理に努めるよう全小中学校に周知徹底を図りました。</p>
社会教育課	<p>（１）少年都市交流実施委員会の経理事務において、資金前渡とする伺いが作成されていない事例、資金前</p>	<p>「措置済み」 会計規則に準じた適正な事務処理が行われるよう徹底を図りました。</p>

	<p>渡の精算がされていない事例、支出命令書はあるが支出荷が作成されていない事例、領収書は添付されているが請求書のない事例等があった。適正な事務処理をされたい。</p>	
スポーツ課	<p>(1) 小俣総合体育館及び大仏山公園スポーツセンターの指定管理において、月次報告書が期限内に提出されていない事例があった。受託者に、協定書で定めた事項を遵守するよう指導されたい。</p>	<p>「措置済み」 受託者に指導し、以降、協定内容は遵守されています。</p>
文化振興課	<p>(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国際青少年音楽祭や伊勢おかげ寄席などの新規事業や指定管理者の選定に係る業務が主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。</p> <p>(2) 施設の臨時開館の取扱いについて、前年度と同様、公平性の観点から適切でないと思われる事例があった。公共施設として、公平性を確保し適切に管理、運営するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>「実施中」 職員の心身の健康に配慮し、業務の見直しや業務の適切な進捗管理を実施することにより、時間外勤務の削減に努めるとともに、業務の分担を見直し、特定の職員に業務が偏らないよう時間的な平準化にも取り組んでまいります。</p> <p>「措置済み」 指定管理者からの承認依頼に基づき、所管課において依頼の都度臨時開館の理由を確認し、検討のうえ認めてきました。 近年、臨時開館を依頼する利用者が特定の団体のみであったことから、利用者に対しては、休館日以外の利用を促すとともに、指定管理者に対しては、公平な施設運営を改めて指導しました。</p>
教育研究所	<p>(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。学校現場への I C T (情報通信技術) 機器等の配置や入替え業務、また、庶務事項の</p>	<p>「実施中」 新規事業を考慮し、各系の事務量に応じた適正な職員配置となるよう見直しを図りました。</p>

	<p>事務処理等が担当職員に集中していることが原因である。改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮するとともに、業務の見直しを進め、削減に努めていただきたい。</p>	<p>引き続き、職員の健康面に十分配慮しながら、業務の管理を徹底し、時間外の削減に努めます。</p>
各小中学校・幼稚園	<p>(1) 委託事業の経理事務において、領収書が適切に保管されていない事例、経理簿が作成されていない事例等があった。教育委員会の事務マニュアルに基づき、適切な事務処理をされたい。</p> <p>また、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない事例があった。立替払いの発生に注意するとともに、やむを得ず立替払いを行ったときは、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 学校備品は、それぞれの学校で備品登録をしているが、その登録漏れの事例があった。こうした登録漏れを防ぐ方法を考慮されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>マニュアルを作成し、公金の取扱いに準じた適正な事務処理を行うよう教育委員会から指導しました。</p> <p>また、当該マニュアルにおいて、そもそも立替払いが発生しないようにするとともに、やむを得ず発生した場合においては早急に適正な事務処理を行うようにしております。</p> <p>「措置済み」</p> <p>備品購入の都度、学校に備品登録をするよう教育委員会から通知をしております。</p> <p>引き続き、備品登録の漏れがないよう指導を徹底いたします。</p>

【消防本部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
消防本部	<p>(1) 研修会の受講料の支払いについて、資金前渡として処理したものの、事前に出金されず参加者が立替払いをしている事例があった。出金の確認等、事務処理の方法を改善されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>出金について、全係員で確認するとともに、出金管理を課内の予定表に入力し、朝礼時において、出金確認を徹底しています。</p>

伊勢市監査委員公表第5号

令和元年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年7月28日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	岡田	善行

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措 置 状 況
商工労政課	<p>（ア）平成10年度から平成21年度まで毎年貸付の契約を締結していた。当初の貸付期間は10年超であるにもかかわらず、起案文書の保存期間は10年となっている。事業内容が保存期間を超える場合には、その保存期間も長いものに合わせるべきである。なお、平成23年度に契約の変更（期限の延長と返済方法）を実施しており、起案内容は継続していることから保存期間の延長を行い、適切な対応をされたい。</p> <p>また、原契約書は貸付を行ったことを証する重要な文書であることから、完済されるまで適切に保存されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>起案文書は平成23年度に契約の変更を実施した際に作成した永年簿冊に一括集約しました。この簿冊は貸付金が完済されるまで適切に保存します。</p>

伊勢市監査委員公表第6号

令和元年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年7月28日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	岡田	善行

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
観光誘客課	<p>（ア）伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金において、成果が減少するなか、長年、同額の負担額が続いているが、妥当なのか検証していただきたい。もちろん、結果によっては負担金の増額という選択肢もあるかと考える。ただ、漫然と負担するのではなく、前年度の検証を踏まえ、その実効性を高めていただきたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>負担金について、その目的及び必要性を明確にするとともに、必要に応じてその金額の妥当性について協議を行い、その実効性を高めていきます。</p>
公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	<p>（ア）日本版DMOで地域連携DMOの候補法人登録をしている。対象とする区域には、既に地域DMOを登録している団体があり、それぞれ誘客活動をし、補助金の獲得も目指している。これら既存DMOと競合しないよう、十分に協議し企画活動をお願いしたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>令和2年4月15日に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」の一部改正が行われ、その中でも、各層の観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）の役割と役割分担の整備が求められています。DMOの取組の効果検証を行うとともに、連携・調整を通じ、業務の定期的な棚卸しを行い、役割分担の下、取組の選択と集中を行うこととし、DMOの円滑かつ効率的な運営が期待されています。</p> <p>このようなことから、当機構においても役割を明確にし、管内にある地域DMO（伊勢まちづくり株式会社、一般社団法人相模海女文化運営協議会、一般社団法人鳥羽市観光協会、一般社団法人志摩スポーツコミッション、一般社団法人松阪市観光協会、一般社団法人明和観光商社）の取組と競合しないよう、三重県、地域連携DMOの公益社団法人三重県観光連盟と相談・情報共有を行いながら、連携・調整に取り組んでいるところです。</p>